

○建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の学歴、資格又は実務の経験を有する者を定める件（昭和三十五年建設省告示第二千二百七号）の一部を改正する告示案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五第二項第三号の規定により、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の学歴、資格又は実務の経験を有する者を次のとおり定める。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 受検しようとする種目が建設施工管理で、かつ、受検しようとする種別が躯体である場合においては、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を<u>一級の鉄工</u>（選択科目を「構造物鉄工作业」とするものに限る。以下同じ。）、<u>とび</u>、<u>ブロック建築</u>、<u>イーエルシーパネル施工</u>、<u>型枠施工</u>、<u>鉄筋施工</u>（選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに限る。以下同じ。）又は<u>コンクリート圧送施工</u>とするものに合格した者、<u>検定職種を二級の鉄工</u>、<u>とび</u>、<u>ブロック建築</u>、<u>型枠施工</u>、<u>鉄筋施工</u>又は<u>コンクリート圧送施工</u>とするものに合格した後同種目に関し二年以上の実務経験を有する者又は検定種目を<u>イーエルシーパネル施工</u>とするものに合格した者（同法による技能検定のうち検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第二百四十八号）による改正前の職業訓練法施行令による鉄筋組立てとするものに合格した者を含む。）</p> <p>十三 受検しようとする種目が建築施工管理で、かつ、受検しようとする種別が仕上げである場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を<u>一級の建築板金</u>（選択科目を「内外装板金作業」とするものに限る。以下同じ。）、<u>石材施工</u>（選択科目を「石張</p> | <p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五第二項第三号の規定により、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の学歴、資格又は実務の経験を有する者を次のとおり定める。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 受検しようとする種目が建設施工管理で、かつ、受検しようとする種別が躯体である場合においては、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を<u>鉄工</u>（選択科目を「構造物鉄工作业」とするものに限る。）、<u>とび</u>、<u>ブロック建築</u>、<u>イーエルシーパネル施工</u>、<u>型枠施工</u>、<u>鉄筋施工</u>（選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに限る。）、<u>とび</u>、<u>コンクリート圧送施工</u>とするものに合格した者（同法による技能検定のうち検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第二百四十八号）による改正前の職業訓練法施行令による鉄筋組立てとするものに合格した者を含む。）</p> <p>十三 受検しようとする種目が建築施工管理で、かつ、受検しようとする種別が仕上げである場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を<u>建築板金</u>（選択科目を「内外装板金作業」とするものに限る。）、<u>石材施工</u>（選択科目を「石張り作業」とするも</p> |

り作業」とするものに限る。以下同じ。）、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工（選択科目を「プラスチック系床仕上げ工事作業」、「カーペット床仕上げ工事作業」、「鋼製下地工事作業」又は「ボード仕上げ工事作業」とするものに限る。以下同じ。）、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サツシ施工、ガラス施工、表装（選択科目を「壁装作業」とするものに限る。以下同じ。）又は塗装（選択科目を「建築塗装作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者、検定種目を二級の建築板金、石材施工、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サツシ施工、ガラス施工、表装又は塗装とするものに合格した後同種目に関し二年以上の実務経験を有する者又は検定種目をれんが積みとするものに合格した者（同法による技能検定のうち検定職種を職業能力開発促進法施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第十九号）による改正前の職業能力開発促進法施行令による石工（選択科目を「石張り作業」とするものに限る。）、床仕上げ施工又は天井仕上げ施工とするものに合格した者を含む。）

#### 十四・十五（略）

十六 受検しようとする種目が管工事施工管理である場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の配管とするもの（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）に合格した者又は検定種目を二級の配管とするものに合格した後同種目に関し二年以上の実務経験を有する者（同法による技能検定のうち検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号）による改正前の職業訓練法施行令による空気調和設備配管若しくは給排水衛生設備配管とするものに合格した者、職業訓

のに限る。）、建築大工、左官、れんが積み、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工（選択科目を「プラスチック系床仕上げ工事作業」、「カーペット床仕上げ工事作業」、「鋼製下地工事作業」又は「ボード仕上げ工事作業」とするものに限る。）、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サツシ施工、ガラス施工、表装（選択科目を「壁装作業」とするものに限る。）又は塗装（選択科目を「建築塗装作業」とするものに限る。）とするものに合格した者（同法による技能検定のうち検定職種を職業能力開発促進法施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第十九号）による改正前の職業能力開発促進法施行令による石工（選択科目を「石張り作業」とするものに限る。）、床仕上げ施工又は天井仕上げ施工とするものに合格した者を含む。）

#### 十四・十五（略）

十六 受検しようとする種目が管工事施工管理である場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を配管とするもの（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）に合格した者（同法による技能検定のうち検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号）による改正前の職業訓練法施行令による空気調和設備配管若しくは給排水衛生設備配管とするものに合格した者、職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十五年政令第二百六十五号）による改正前の職業訓練法施行令による配

練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十五年政令第二百六十五号）による改正前の職業訓練法施行令による配管とするものに合格した者又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による技能検定のうち検定職種を配管工とするものに合格した者を含む。）

十七 受検しようとする種目が造園施工管理である場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者又は検定種目を二級の造園とするものに合格した後同種目に関し二年以上の実務経験を有する者

十八 （略）

管とするものに合格した者又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による技能検定のうち検定職種を配管工とするものに合格した者を含む。）

十七 受検しようとする種目が造園施工管理である場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を造園とするものに合格した者

十八 （略）